

# 広島県立

もんじょかん

# 文書館だより

HIROSHIMA PREFECTURAL ARCHIVES NEWS

NO.27

2006.1



## 人見絹枝の跳躍写真

(一〇・五×一五・二センチ)

写真は昭和二年(一九二七)八月二十三日、県立呉高等女学校(現在呉三津田高校へ統合)に招かれ、走幅跳での跳躍を披露する人見絹枝(一九〇八〜三二)。呉海軍鎮守府の軍人と呉高女の選手に加え多くの一般市民も見学に訪れている。人見は岡山県出身で、走幅跳・三段跳・二〇〇m走などの世界記録を次々に樹立し、日本女子スポーツの黎明期に世界への扉を開いた随一の女性アスリートだが、二十四歳の若さで亡くなった。昭和三年(一九二八)のアムステルダム第九回オリンピック(初めて女子競技採用)に日本人女性として初めて参加し、得意の一〇〇m走を失敗後、未経験の八〇〇m走で銀メダルを獲得した。

その前年、当時呉高女は「ハイジャンプのレコードホルダー大野文子さんを生んだスポーツの学校」(『呉日日新聞』昭和二年八月二十二日)と称され、同校体育部が人見をコーチに招聘した。人見は八月二十一日から三日間にわたり、スタート指導やランニング・ジャンピング・スローイング指導を同校選手に行っている。人見は大阪毎日新聞運動記者という職業婦人でもあり、「止むを得ぬ社務」(人見絹枝著『スパイクの跡』)での呉出張で、自らのコンディションを崩しながらも、「水際立った模範コーチ」(『呉日日新聞』同前)で観る者を驚かせたという。直後の九月、近県女子オリンピック大会で呉高女は砲丸投げ、四〇〇mリレーで優勝している。写真の裏には「検閲済」「呉鎮守府之印」の朱印が八月二十五日付けで押され、後方に聳える山の稜線が修正液で消されている。これは、呉市域が呉要塞地帯内にあったための処置である。

この写真は、当時呉警察署に勤務し警護を担当していた故斎藤勝一氏が所蔵していたもので、昨年七月、娘の斎藤和子さんが持参され、文書館に寄贈された。(数野文明)

【収蔵文書展から】  
広島城下商家の危機管理

江戸時代の広島城下は家屋が密集し、建築材料も燃えやすかったため、いったん火災が起ると一瞬の間に燃え広がり、甚大な損害を出した。寛保元年（一七四二）以降、幕末までの約百年間で広島城下町の一〇〇竈以上の大火は実に二三回を数える。宝暦八年（一七五八）の広島大火では、三日間で城下東部の大半を焼き尽くした。このため町奉行所もたびごとに火の用心を呼びかけたが、城下の商家でも火災から自分の財産を守るためいろいろな取組みを行った。

保田家（縄屋）は、初代内蔵（太郎右衛門）が寛永年間に広島城下京橋町に移住して以来、金穀貸付業や質屋などを営む大店であった。保田家文書の「竈・台所に関する家法」によると、火の取扱いは、無用の火を使わないこと、灰を捨てる時には小火が残っていないか調べることで、火消田子（ひけし）をいつも改めることなど、まず自らが火災を出さないことに留意している。

しかし、自ら気をつけていただけでは防げないのが類焼である。明和年間以降に作成された「他家用捨火災之節心得」は、保田家が火災という非常時に備えて、どのような対策や商品・文書の整理を行っていたかを明らかにしてくれる。



「他家用捨火災之心得」（保田家文書67）

まず、日常的な防火施設として近くに池を掘っている。消火の水は井戸よりくみ上げたが、強風で火勢が強いと、裏の水道をせきとめて水を囲い、大釜・田子・桶などに水を汲んでおくようにした。

保田家では「内蔵」「中蔵」「東蔵」「大蔵」という四つの蔵を備えている。

このうち質屋商にとって最も大切な質物（預かり物の「人之宝」）を入れておくのが内蔵である。いざという時にこの質物が入れられないと困るので、ほかの物は決して入れてはならない。火が近づくと手早く扉を目塗りし密封するように指示しているところを見ると土蔵であろう。

これにつぐのは中蔵（此家之宝庫）で、保田家の古記、古帳、毎年の目録類、その他家伝来の諸品に限っている。家の古記録保存に対する観念がうかがえて興味深い。東蔵には綿や質麦を入れる。綿は

少しでも火の粉がかかれば蔵の中で燃え移るので容器にしっかりと蓋をするよう指示している。東蔵は居宅からは遠く、火の用心にはよいが、回りに品物などを積み重ねることを禁じている。火が遠く余裕があれば、使用人の荷物（急火の場合は持たさない）や諸道具類、米・塩などをこの蔵へ入れることとしている。米・塩は罹災民への施しのためである。最後の大蔵へは飯米、そして余裕があれば分家の筆筒や道具類を入れた。

さて、家や店に保管されている文書類は、非常時に備えどのように留意していたであろうか。まず、証書類などと正金銀と一緒に置かないことを普段から心がけ、主人が留守の時は妻が必ず納め、手代が付き添って避難することになっている。火災が近づけば、家内戸棚の筆筒で保存している御用銀手形や証書類、差紙や練綿（ねんわた）預り切手、その他帳面類を「くろぬりの一荷はりかご」に入れてよく結び合わせ、運搬に便利なように棒を通して居間へ置こうよう指示している。店の戸棚にある銀札や書付類も箱に入れて錠をおろし、棒を通して居間に置く。その後の取扱いは、具体的には記していないが、まとめて避難させるということであろう。

保田家では京橋町や近隣の稲荷町中組、同町西町の年寄を勤めていたので、町絵図や水帳、その他の帳面類も同家で保存していた。これらについても証書類などと同様に心得るように記している。

収蔵文書展 京橋町・保田家文書展

—広島城下商家の活動と文化—

期間 平成18年3月13日(月)～5月13日(土)  
場所 広島県立文書館展示室

関連事業 文書館講演会（収蔵文書展に関連した内容を予定）  
期日 平成18年3月25日(土) 13:30～15:30  
場所 広島県情報プラザ第一研修室  
講師 西村 晃（当館主任研究員）  
申込 電話・葉書・FAXまたはEメールで  
〒730-0052 広島市中区千田町3-7-47 広島県立文書館  
TEL 082-245-8444 FAX 082-245-4541

保田家は金穀貸付業や質屋などを営むかたわら、町年寄や綿会所頭取を勤め、広島城下町の経済界をリードする存在であった。また、保田家の当主は自ら和歌や俳句を嗜んだだけでなく、城下の文化・芸術に惜しみない援助を行った。

このような政治・経済・文化面での多岐にわたる活動から、保田家には、商業活動だけでなく、広島藩や藩士との関係、商人の生活や教養、商人相互の文化交流など、広島城下町の経済・生活文化を窺い知ることができる多くの資料が蓄積されている。

（西村 晃）

【閲覧室から】

『広電が走る街今昔』を発売して

鉄道史学会会員 長船友則

昨年六月、JTBパブリッシングから『広電が走る街今昔』という本を発売させていただいた。この本は古い街並みの写真と現在のそれを定点对比して街の変遷を記述するというもので、これまで東京、名古屋、京都、大阪等広島より大きな都市については、シリーズとしてすでに発行されている。これらの大都市の路面電車はごく一部を除いて廃止されており、題名も「走った街今昔」とされていたが、今回の広島では初めて「走る街今昔」が取り上げられた。

出版の話は数年前から受けていたが、一六〇頁のほとんどの頁に二〜三点の写真・図版が必要で、手持ちの写真が少なかつたこともあり、応諾は先延ばしにしてきた。ところが一昨年春になって、広島のほか、長崎、熊本の三市の路面電車それぞれを同時発売の計画であることを知らされ、広島だけが取り残されてはと引き受けることとした。



私は戦後、中学(旧制)生時代から汽車通学をしていたことから鉄道には興味を持っていたが、具体的に中国地方の鉄道を調べてみたいと思うようになったのは、若いとき呉で勤務していたころ、職場の上司から「三呉線」という言葉を聞いたのがきっかけだったように覚えている。呉線といえば三原〜海田市間の鉄道を指すが、なぜ三原〜呉間が「三呉線」なのか疑問が湧いた。

早速、呉市立図書館を訪ねたが、そこには同市の澤原家から寄託された地元新聞紙が明治十九年から昭和十九年までは完全な姿で保存されていた。

新聞は特定テーマの記事を探して一通り目を通すだけでも膨大な時間を必要とするため、後日のことを考えて呉線以外の交通に関する記事も含めてできるだけ記録したいと、土曜・日曜の空いた時間を使って、広島に転勤後も呉市立図書館通いを続けた。

それと並行して、上京の都度、本郷や神田の古書店街を巡り、神戸で年一、二回開催される「収集まつり」にも欠かさず参加して資料を探した。古書店との付き合いも徐々に広まり、現在では北海道から九州まで全国の古書店から毎月二〇冊近い古書目録が送られてくる。

この状態も三〇年を越えると、文献・資料もかなり集まり、一昨年、三次市の出版社から刊行された『芸備線米寿の軌跡』では、手持ちの資料をフルに活用し

ていただき、内容の充実が少しでも寄与することができたと自負している。

しかし、今回の『広電が走る街今昔』では、自ら著者として、さらに深く掘り下げた調査取材が必要であり、手許の文献・資料だけでは不十分であることは明らかだった。

一昨年春から県立文書館、県・市立図書館に通つての歴史資料調査が始まった。

とくに助かったのは県立文書館の閲覧室入り口脇の開架棚に並んでいる一月分毎に製本された明治・大正期の新聞コピーであった。必要な一冊を取り出し、近くのテーブルで新聞を直接自由に閲覧できるのはとても便利だった。この調査により、数々の収穫があったが、とくに広島で路面電車が開業した時に、広島駅(榎下(現・原爆ドーム前))が最初に開業したというのがこれまでの通説であったが、実際は紙屋町以西は翌月己斐まで全線開業したときに営業運転を開始したことが判明し、その事実後に会社の営業報告書でも確認することができた。

また、特定の私鉄会社の歴史を掘り下げて調べるためには第一次資料(監督官庁の許認可関係資料等)にも当たる必要がある。運輸省から許認可関係の文書の引継ぎを受けて保存している東京の国立公文書館等にも調査に行く必要があると痛感していたが、広島県立文書館で研究員の方と資料について相談をしていた時、いきなり広島電鉄 創立以前に電車を経



昭和初期頃の紙屋町交差点  
(『広電が走る街今昔』から)

営していた広島瓦斯電軌 の許認可関係文書コピーの冊子三〇数冊をテーブルの上に積み上げられた時は、正直驚くとも心に躍る思いだった。原稿の締切りまで十分な余裕がなかったため、とりあえずは駆け足で閲覧させていただき、何とか原稿を取りまとめることができた。

結局、わざわざ東京まで足を延ばさなくても地元で所蔵されている文献・資料で目的を果たすことができたのはありがたかった。

私のように時間をかけて資料を収集していなくても、地元の公的機関にこうした専門的な文献・資料が所蔵され、広く公開されていれば、誰でも容易に研究に着手できるのではないかと考えている。

私の著した広電の本は完成したが、まだ未解明の部分が多く残されており、これからの機会を見つけて県立文書館に所蔵されている文献を精査して解明に努めていきたいと考えている。

【他館の紹介】  
福井県文書館  
— デジタル化を推進する新設館 —

今現在、二九の都道府県が文書館・公文書館を持つている。福井県文書館は、その中の二八番目に開館した新設館である。昨年九月に岡山県立記録資料館が開館するまでは、一番新しい都道府県立文書館であった。最近見学をさせてもらう機会があったので、一端を紹介したい。



行政文書庫

公文書（福井県行政文書）の収蔵点数は、約二万八七〇〇冊であるが、新設館でのこの点数は積極的な収集業務の成果であろう。特に、平成十五年度末に一万五〇〇〇冊弱だったものが、翌年度末には一万冊以上増えて、二万六〇〇〇冊弱となっている。開館直後の事情があると思うが、関係者の努力を窺わせてくれ



古文書をデジタル撮影しているところ

る数字である。

これらのうち大部分を占めるのは、戦後の福井県行政文書で、明治・大正・昭和戦前期の県庁文書はあまり多く残っていない。福井空襲と福井地震で大半が失われたという。現在、福井県文書館が収蔵する戦前期の公文書は約二〇〇冊である。

古文書類については、福井県文書館もまた、他館と同じく寄贈や寄託によって受け入れているが、収蔵している文書群数は二一とまだ多くない。むしろ特徴とすべきは、福井県史編さん時代にマイクロフィルムで撮影した膨大な複製資料（写真版）を所蔵していることである。これに加えて、文書館開館後に撮影収集したもの、寄贈・寄託文書を撮影したものがあり、現在、文書群の数で七二五、資料件数で二二万七〇〇〇件の複製資料

が利用可能になっている。

ひとつ感嘆したのは、公開されている文書群の大部分について、目録だけではなく文書群ごとのしっかりとした概要情報が用意されていたことである。これは印刷した目録（概要集）になっており、文書館のホームページでも見ることができ（ただし、たどり着くには若干コツがいる）。

実際に文書館内部を見せてもらって驚いたのだが、福井県文書館が行っている古文書の撮影というのは、デジタルカメラによるもので、閲覧できる複製資料は、デジタル画像を美しくカラープリントしたものである（単色刷りの本誌の写真では表現できないのがもどかしい）。いまだき、こういうことに驚いたりするのは遅れている証拠かもしれないが、資料のデジタル複製が、次第に拡大・普及して



デジタル撮影した資料の複製  
(実物はカラーである)

いくのは間違いないだろうと感じた。

もうひとつ驚いたのは、寄贈・寄託された古文書を利用に供するにあたって、デジタルカラー複製したものを閲覧に出し、原本の出納を原則として行っていないことである（最近はどういう提供のしかたが流行りなのだろうか）。例外はあるにせよ、古文書原本を閲覧利用に供するのが当然と考えている者として、正直言って「そこまでやるの」という感想を抱いたのも事実である。しかし、原本を閲覧提供している文書館でも、資料の劣化が特に心配される場合には、複製を作って閲覧に提供しているわけで、福井県文書館の処置は、（支持するかどうかは別として）保存と利用の折合をつけるやり方の極北なのかもしれない。

福井県文書館の特徴のひとつはインターネットのホームページである。他に、『福井県史』年表、『福井県史』統計編などがあり、任意の言葉でそれらを検索できるようにしている。福井県の歴史について何か調べものをする人にとっては大変便利なサービスだろうと思う。（長沢洋）

福井県文書館ホームページ  
<http://www.archives.pref.fukui.jp/>

## 「収蔵文書の紹介」

## 江戸・明治の小間物商売

尾道町商家の古文書から

当館では、青木茂氏旧蔵文書や橋本家文書など、尾道町の古文書を多く所蔵している。これらはいずれも、旧蔵者の遺族の御意向や県立図書館からの移管により所蔵することになったものであるが、その中に、松本家文書一二八点（文書番号八八二二）が含まれている。

松本家文書は、橋本家文書と共に、当館設立以前に県立図書館が古書店から購入し、当館開館の際に移管されたものである。松本家については、詳細が明らかでないが、文書群の内容を見る限り、尾道町の酒造・笠商であった松本真七郎家であると思われる。松本真七郎は、江戸期には橋本家（角灰屋）の支配人を勤め、灰屋真七郎と称していた。明治期になって松本姓を名乗るようになったが、酒造



西原家（三島屋）の経営帳簿

業を廃して手がけた屠牛業が失敗し、明治十三年（一八八〇）には橋本家から多額の借金をすることとなった。その際、屠牛業を廃し、以後は、従来からの酒造業と笠商を営むことを誓約した。松本家文書の中には、こうした経緯で営業を始めたと思われる「松本傘店」の明治・大正期の当座帳が数点含まれている。

ところで、この松本家文書の中身を見ると、実はその大半が、松本家とは別の西原家の文書で占められていることが分かる。西原家と松本家との関係は、現在のところ明らかでない。また、他にも麩屋箒兵衛名義の「万覚帳」や竹鶴万三名義の「売」帳など、別の家の帳簿も含まれており、恐らく原所蔵者からいくつかの手を経ていく過程で複数の家文書が混合され、最終的に「松本家文書」という名称の文書群として一括されたのではないかと思われる。

西原家（三島屋）は、明治二十四年（一八九一）『著名広島県商工一覽』によると、業種は「小間物」と記されている。また、明治三十年（一八九七）には西原善平・善五郎（善平の父）を代表社員として合名会社西原銀行を設立し、大正十五年（一九二六）まで営業した。松本家文書には、嘉永期以降の西原家の経営帳簿類が多く残されており、また西原銀行についても、大正十五年解散時のものを中心に、僅かながら残っている。

ではここで、西原家の経営史料の中心

である小間物商の帳簿を見てみることにしよう。

そもそも小間物とは、一般的には女性向けの化粧品などを指すが、眼鏡・鏡などの調度類や香炉・墨汁入れなどの什器類・文具類、菓子・漬物などの食料品や様々な家庭日用品も含まれる。

嘉永七年（一八五四）の三島屋栄五郎の「仕入帳」を見ると、仕入先として、京都三条通の近江屋八郎兵衛や大坂堺筋順慶町の和泉屋伊兵衛など、主に京都・大坂の商人が名を連ねている。他に摂州有馬や播州網干・室津、備中倉敷・笠岡、伊予今治などの商人からも仕入れており、また実際の取引はなかったものの、近江国の商人も登場している。

帳簿の記載内容はやや難解であるが、判明する範囲で仕入れた商品を見てみると、大坂の和泉屋伊兵衛との取引では、「瑪瑙玉」（瑪瑙は細工・彫刻材料に使われた）や「京形かんざし」（簪）、「おしろい」（白粉）といった品名が挙げられている。これらは、小間物商が扱う一般的な商品であったと言える。

同家が仕入れる商品は、他にも紙や染地・煙草・キセルなどがあったが、興味深いのは、大坂の伊勢屋宗五郎との取引である。柘植櫛や簪・硯箱といったものの他に、「江戸駒」（将棋の駒）、「みかさ」（三笠、お香）、「彫入松葉めのふ」（瑪瑙細工）などと並んでいる。「しらが染」（白髪染め）が挙げられている。染毛の歴史は思



嘉永7年「仕入帳」の記載

中ほど綴じ目部分に、「江戸駒廿五」・「しらが染拾」・「柘本庄くし廿枚」などの記載が見える。

いのほか古く、明治中期以前にはおぼろげなものが白髪染めに使われていたことがありと言われている。ここに記された白髪染めがどのようなものであったかは想像するしかないが、当時の小間物商が実に多種多様な商品を扱っていたことがうかがい知れよう。

一方、西原家における小間物の販売先については、「大福帳」や「懸控」などの帳簿により、尾道を中心とする周辺地域に広く売り捌いていたことが分かる。尾道を除く主な得意先の所在地としては、竹原・白市・仁方・三原などがあり、また島嶼部の因島や瀬戸田（生口島）には数多くの販売先があった。他に、内陸部では東城や庄原など、また対岸方面では伊予の津倉や弓削島へも販売していた。

小間物商の経営史料は、県内では珍しく、商売の具体的な内容が分かる点でも貴重な史料である。（西向宏介）

# 文書館から見える風景 — 着任一年目の随想 —

県立文書館 館長 石本 俊憲

## 一 役所の仕事と文書

「役所の仕事は文書で動く。」というところ、いや今はそんな時代じゃない、電話とメールで大抵の仕事は済んでいる。」と反論があるだろうか。会議をし、電話をし、メールして、何かを決断し、何かを始めようとする時は起案をするのが役所の仕事の常識であったし、今でもそれは変わっていない。「文書に始まり文書に終わる。」である。しかしいつ始まるのだろうか。外部から文書が来てそれに対して回答する。自ら発して外部に対して行動を起こそうと決定するときなど、いろいろな場合があるだろう。県の文書等管理規程第二条に起案文書の定義として「決裁を受けるべき事案を記載し、又



広島県情報プラザ（2階が県立文書館）

は記録した文書等をいう。」とある。

では「決裁を受けるべき事案」とは何かなるものか。決裁とは権限ある者が所掌する事務について意思決定をするということである。であれば県として意思決定すべきことは起案という行為と決裁という上司の判断の連続体として記録として残っていくことになる。

では県として意思決定すべきこととは何なのか。県の予算規則には、「総務企画部長は、知事の査定が終了したときは、予算案を作成して、知事の決裁を受けなければならない。」と書いてある。このように決裁を受けなければならない事案を明示してあるものは少ない。議会の議決事項であるものも少ない。議案を作成するわけで、当然知事の決裁を受けるべき事項であろう。決裁を受けずに議会に提案されることは考えられない。地方自治法や個別法に定められたものや委任規則、決裁規程に列挙されている事項から、翻ってこれらが県の業務を進めていく上で意思決定すべき事項なのだと思います。明記されたものはないが、慣例として県の職員としての経験から文書で決裁を受けるべきものかどうかを各自

判断をして日常の業務は特に問題なく経過しているようだ。

## 二 文書管理法

組織体であるからには、あることをする、あるいはしないということを決断するときには全て文書しておくのが筋かもしれないが、事の大小、効率性や効果などからみて全て文書にするというわけにはいかないのが現実である。それは致し方ないことであるが、問題は最低限こういう文書は残さなさいという一般法というようなものが未だないことである。個別には地方自治法第一五九条に首長の事務引継ぎの規定があり、引継書の作成が義務付けられているようなものがある。出納長や監査委員にも似たような規定がある。またいろいろな台帳類の整備保存が個別法に定められている。しかし根拠を持たない分野においては、文書の残り方に当然ムラが出てくる。

現在総合研究開発機構（NIRA）において公文書の統一法である公文書管理法の提言のための研究が進んでおり、この三月にも第一弾の報告書がまとまる予定だと聞く。いずれ近い将来官公庁の組織コンプライアンスとしての文書管理法が立法されるときが来るだろう。文書管理法は、文書の発生から廃棄、公文書館への移管、歴史的な文書としての保存利用まで文書のライフサイクルについての一般法となる。

## 三 民間企業の内部統制手段としての文書

一方、民間企業でもカネボウの粉飾決算が大きな問題となり、昨年の企業会計審議会では、公認会計士監査の際企業に意思決定経過を示す文書の作成をどこまで義務付けるか議論になったと聞く。企業統治のコンプライアンスのあり方が問われ、社会的責任を負う企業の組織コンプライアンスが問題視された事案である。今後民間企業においては業務プロセスに係る内部統制制度の整備・運用が求められることになるのだろう。重要な業務の意思決定過程を証拠として記録に残し、説明責任を果たせるようになっておかないと会社経営も出来ないことになっていく。文書を残すことが必要だ。

また近頃よく聞くISOである。欧米基準だといって嫌う人もあるが、国際規格として各国の指針となっている。2001年に出来たISO15489「情報及びドキュメンテーション—記録マネジメント」という規程がある。官庁及び民間組織が作成する記録の、内部及び外部の利用者のための記録管理に関する指針と説明されている。昨年七月二十日同じ内容でわが国でもJISが作られた。日本の規格にもなったわけである。これから民間企業においてはこの指針を参考としつつ、組織マネジメントのための記録管理について検討が進んでいくだろう。記録管理と文書管理の定義が判然としな

い部分もあるが、県も文書管理法の制定までゆくり待ってはられない。今のうちからJIS規格の分析や情報公開法、個人情報保護法令などの課題、電子文書化の課題などと合わせて、今後の県としての記録、文書のあり方について研究を始めておこなうのはなるまい。電子化については再生技術や原本認証などの課題もあり、国でも研究会が作られ、今年も電子文書化のあり方について報告が出る予定だとも聞く。地方が先行している部分もあるがまだ基本的な課題はたくさん残っている。

#### 四 県庁文書を残す意味

県庁の永年保存文書だけでなく、五年一〇年といった有期限保存文書も保存年限が満了すれば、文書法制室から廃棄予定文書のリストを受け取り、文書館職員が選別の上、文書館に移管される。それらの文書は県職員の仕事の証拠であり、成果であり、いわば汗の結晶である。文書を作成した職員は退職しても文書は残る。子孫のために今何をしているのか何をしてきたのか、しっかりと伝えるためにも文書は残しておかなければならない。

文書の作成、決裁、保管、保存、それに文書館への選別移管、保存は毎日の仕事として連綿と途切れることなく続いている。最終の受け手である文書館から県の若い職員方へ次のお願いをしたい。

あなたが今日起案し決裁を受けた文書が三〇年後に文書館において歴史的公文書として県民の利用に供されるかもしれないのです。この点はよく覚えておいて欲しい。

保存年限が過ぎた文書が何で文書館にあるの？などと言わないで下さい。起案には理由、背景、検討した案、各種データ、資料と一緒に付けてきちんとして保存して欲しい。しっかりと起案を見れば起案者の熱意が伝わってきます。三〇年の時を超えてあんなの熱意が伝わります。採用間もなかった同期生が作成した昭和四十九年度の起案文書を見つけて嬉しい気分になりました。あるがままのよき広島県の歴史を残そうではありませんか。



世は道州制も近いという時勢です。広島県はあと何年あるのでしょうか。広島県が何者であったのかはあなた方が作成した公文書を研究して後世の人たちが判断してくれることでしょう。

#### 五 文書館と文書

現在文書館には県の公文書のうち知事部局・企業局の文書は先輩たちの努力の

おかげでスムーズに移管されている。議会や教育委員会などの行政委員会の文書はまだ十分取り組めていない。これからの課題である。

また民間企業の文書や地域の旧家などに伝わる古文書も寄贈寄託を毎年受け入れ、既に約二〇万点を超える量になっている。保管する古文書がどんどん増えていくのに整理のスピードが追いつかない。毎日地道にこつこつ職員が整理していくほか今のところ道はない。

開館から一七年を経過して、あと三年すれば成人である。その後には県に替わって道州制が準備されようとしている。市町村合併と違って廃藩置県のように国が法律でばつさり決める。都道府県というのは何であったのか、広島県というのは何であったのか問われる日が必ず来る。そのときのために、文書館では受け入れた文書をもとにこつこつとした作業を続けている。カビや埃を払い、目録を作り、文書群の構造を明らかにし、利用者への便を図る。その継続が力を発揮するときに必ず来ると、寒風にたたくむ千田公園の樹々を眺めながら思うのである。



### 広文協から

広文協（広島県市町村公文書等保存活用連絡協議会）は次の活動を行いました。

■平成十七年度第一回研修会

期日 平成十七年十月四日

場所 広島県情報プラザ第三研修室

テーマ「地方自治体の電子化と文書管理の改善」

報告者

安芸高田市総務課 森川 薫氏

「安芸高田市の電子化の現状と課題」

株式会社富士通中国システムズ

福富博庸氏「文書管理システム導入構築にあたって」

株式会社岡山情報処理センター

大塚浩文氏「コンピュータシステム業者からの事例紹介」

広島県立文書館 安藤福平氏

「広島県の電子化の現状と課題」

参加者 二四機関 三二六名

電子化システムを導入した自治体と導入元の企業体の双方に報告をお願いしました。電子と紙の両者の存在を前提に、システム導入後の問題点や電子文書の原本性や保存性の問題、歴史的文書の保存を含めたシステム構築の必要性についても報告されました。

■平成十七年度の保存管理講習会は県立文書館と共催しました。

平成十七年度  
行政文書・古文書保存管理講習会の報告

広文協（広島県市町村公文書等保存活用連絡協議会）と県立文書館共催の行政文書・古文書保存管理講習会は、昨年十一月二十八日（月）広島県情報プラザ第一研修室を会場に、市町職員など三〇名が参加して行われた。

午前は例年どおり講演が行われ、国立公文書館・公文書専門官の梅原康嗣氏に「国立公文書館と地方自治体公文書館をめぐる最近の動向」という演題でお話をしていた。

日本は公文書館後進国といわれて久しいが、近年、公文書館制度の充実に向けて動き出している。内閣府に研究会、つづいて官房長官の下に懇談会が設置され、その報告もまとめられ、今はその実現に着手し始めた段階である。その渦中で奮闘している梅原氏だけに、諸外国における文書館の現状、国や自治体における取り組み状況について、まさに生の情報を伝えていただいた。

参加者のアンケートには「国が本腰を入れて動きはじめていることが分かった。」「諸外国における文書館の現状を各国の歴史や政治的背景と合わせて話され大変興味深かった。」などの感想が寄せられた。

午後は、北広島町教育委員会の六郷寛氏の報告「合併・電子化の中の公文書

管理の変容と地域歴史資料」と当館の数野文明・西村晃両名の報告「公文書・古文書アンケート結果について」が行われた。

六郷氏は、市町村合併が行われ、文書の電子化が進むなかで、自治体の業務と公文書管理が大きく変わろうとしている状況を、千代田町・北広島町の実体験をとおして次のように紹介した。電子化レベルが異なる旧町が合併し事務処理の統合、電子文書化が進められた。電子化の功罪では省力化、確実性など「功」がはるかに大きく、「現在の仕事」に便利な道具であるが、長期保存や原本性に問題があ



諸外国の文書館を紹介する国立公文書館・梅原康嗣氏

る。歴史資料として公文書を残す規定がない文書管理規程の下では、電子文書は確実に廃棄される。一方、古文書については、過疎化、高齢化が進み個人による地域資料保存は絶望的な状況にある。しかも、合併により広域化したため行政の手が届きにくい状況にある。

以上の六郷氏の報告に対し、参加者アンケートでは「電子化による公文書の保存という大変な問題に気付かされた。」「現場での取り組みについて、成果や問題について、共感できる部分、今後の業務の参考になる部分がありよかった。」などの感想が寄せられている。

数野・西村報告は、広文協が実施した合併後の市町における公文書・古文書保存管理についてのアンケートの結果を分析し、電話取材による各市町における実態も紹介した。「合併時の公文書保存」という広文協の提案が一定程度浸透し、保存措置を講じた市町の事例も判明した。今後は、保存措置を講じた公文書の選別が問題になる。参加者（アンケート）からは広文協への要望として「歴史資料として利用できる資料を保存するため、廃棄文書選別の基準を作成し活用できるテキストづくり」「どういったものを捨てたらよいか、誰かが分かるような基準を教える」などの声があった。

利用案内

■開館時間

\*月～金曜日 9時～17時

\*土曜日 9時～12時

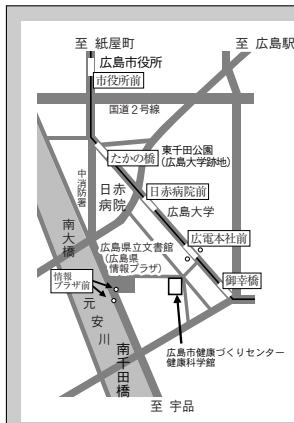
■休館日

\*日曜日、国民の祝日及び休日

\*年末年始（12月28日～1月4日）

■交通

\*JR広島駅からバス（ベイシティ経由元宇品行き）で「広島県情報プラザ前」下車、又は路面電車（紙屋町経由広島港行き）で広電本社前下車約五〇〇m、県情報プラザ2F



広島県立文書館だより 第二十七号

平成十八（二〇〇六）年一月三十一日発行

編集発行 広島県立文書館

広島市中区千田町三丁目七―四七

電話 〇八二―二四五―八四四四

FAX 〇八二―二四五―四五四一

印刷 今谷印刷株式会社